

ウォルフスバーグ トレードファイナンス原則

(日本語仮訳)

1. 前文

本原則は、トレードファイナンス活動に伴うアンチ・マネー・ローンダリング（AML）リスク抑制のための基準を実施するという、広範かつ継続的な業界的取り組みの一環をなすものである¹。ウォルフスバーグ・グループ²は、以下を目的としたプロセスの管理に係る金融機関の役割に関する本原則を公表した。

- 一定のトレードファイナンス商品を通じたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク（総称して AML）に対処すること。本文書では、マネー・ローンダリングとテロ資金供与の双方のリスクを取り上げているが、後者について金融機関にできることは限られていることに留意されたい。本文書 4(c)を参照のこと。
- 国連の大量破壊兵器不拡散（NPWMD）要件を含む、国内及び国際的制裁への遵守に資すること。

2. 背景

トレードファイナンスとは、最も広義には、ある国の領土内及び国境をまたいだ 2 地点間の物品及びサービスの移動に関わる金融機関による金融活動と説明することができる。よって、トレードファイナンスには、国内外の商取引が含まれる。

トレードファイナンス活動は、送金の仲介、債務不履行時の保証、履行保証、信用供与などで構成される。トレードファイナンスに従事する全ての金融機関が、その業務に応じた適切なリスク方針及び管理を採用しているはずである。

トレードファイナンスは従来、マネー・ローンダリングに関する高リスク分野とは見なされていなかった。最近になってこの認識が変わり、各国監督当局及び国際機関は、トレードファイナンスについて、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、そしてより最近では

¹ この点に関する最近の取り組みとしては、金融活動作業部会（FATF）の「貿易を基盤としたマネー・ローンダリングに関するベストプラクティス文書」（2008年6月）がある。

² ウォルフスバーグ・グループは、以下の主要な国際的金融機関よりなる。Banco Santander, Bank of Tokyo-Mitsubishi-UFJ, Barclays, Citigroup, Credit Suisse, Deutsche Bank, Goldman Sachs, HSBC, JP Morgan Chase, Société Générale, UBS。

大量破壊兵器の拡散を含む国内及び国際的制裁への潜在的違反に係る取引に関して「リスクの高い」業務分野と見なすようになってきた。ウォルフスバーグ・グループは、これらのリスクを軽減すべく、トレードファイナンス商品に関する適切な制度及び統制の適用に力を尽くす。しかし、現時点では、AML／制裁に関してこの分野のリスクが高いとする見方を裏付ける十分な証拠はないとも考えている。

とはいえ、認識しなければならないのは、現在の世界貿易の大部分（約 80%）が「オープンアカウント」条件に基づいて実施されていることである。すなわち、買主と売主が契約条件に合意し、買主に品物が引き渡され、その後、買主が銀行を通じてクリーン支払または相殺支払の手続を行うのである。このような状況では、金融機関が信用供与を行う場合を除き、金融機関はクリーン支払の存在を認識するだけで、その決済の理由はわからない。金融機関は取引について何も知ることができないため、そのクリーン／相殺支払について標準的な AML 及び制裁に関するスクリーニング以上のことは何もできない。その貿易取引に関して金融機関が信用供与を行っている場合には、その取引と資金の動きについて理解するさらなる機会が得られる場合がある。

脚注 1 で挙げた FATF のベストプラクティス文書では、トレードファイナンスを荷為替等の書類を伴わない貿易活動（オープンアカウント取引の管理など）も含むものと定義しているが、本原則文書が意図するトレードファイナンスの定義はより狭い。

本文書において、トレードファイナンスという用語は、国境をまたいだ物品またはサービスの移動の金融処理に用いられる標準的商品に限定される。この商品とは、荷為替信用状（LC）と荷為替手形（BC）である。LCやBCは国内取引にも利用可能であるが、それが一般的なのはOECD非加盟国に限られる。これらの標準商品には、金融機関を介して送られる貿易関係書類（送り状、運送書類等）が付随し、金融機関はこれらが貿易取引の条件に一致するかどうか点検する。これらの商品はどちらも、パリの国際商業会議所（ICC）が発行する一連の施行規則により、国際的に管理されている³。これらの規則及びICCが策定した国際標準銀行実務が、金融機関によるAML、制裁及びNPWMD要件の遵守の方法に影響を及ぼす。

適時かつ効率的な物品、書類、決済の動きを支援することにより、国際通商と自由貿易を促進するにあたっての ICC と金融機関のそれぞれの重要な役割を認識することが重要である。上述の商品に関して、輸入者と輸出者にさらなるより煩雑な要件を課すことは、実際には逆効果であり、これらの商品を避けるさらなる動機を与えることにもなる。そうなれ

³ 該当するICC規則は、LCについては「信用状統一規則（2007年改訂版）」（ICC出版番号 600）及び「取立統一規則」（ICC出版番号 522）である。

ば、「オープンアカウント」取引の利用のさらなる増加、ひいてはさらなる透明性の低下につながりかねない。

本文書では、輸出信用機関のサービス、保険、またはフォーフェイティングの利用を伴うベンダーファイナンスやストラクチャード・トレードファイナンスといった、貿易金融に付随するその他の商品やサービスについては取り扱わない。ただし、適宜別添への適切な追加を行うという形で、これらの商品／サービスに関してさらなる手引きが提供される見込みである。また、存在するかもしれないその他のリスク、特に不正のリスクの管理についても、本文書では取り扱わない。

3. 金融機関の役割

ICC 規則を通じて国際標準銀行実務に盛り込まれたトレードファイナンスに関する基本的な考え方のひとつに、「銀行は書類を取り扱うのであって、その書類が関係する物品、サービスまたは履行を取り扱うのではない」というものがある。銀行は実際の物品には関与せず、そのような能力もない。この包括的原則が、トレードファイナンス取引に関わる異常な活動の特定にあたって、金融機関にどの程度の監視や理解が可能かを定義する際の根拠となる。

全ての国際的トレードファイナンス取引には、各地の金融機関が様々な立場で関与している。LC の場合、これには発行銀行、通知銀行、買取銀行、確認銀行、補償銀行などが含まれる。BC の場合、仕向銀行、取立銀行、呈示銀行などがある。金融機関がどのような立場で取引に関与しているかは重要であり、輸出者／輸入者、輸出入に関する取り決めや取引の性質について金融機関が知ることのできる情報の内容とレベルはそれによって決まる。このプロセスが分断され、特定の金融機関が取引について限られた情報しか知ることができないという状況では、ひとつの金融機関だけで決定的な規則やシナリオを作り出したり、有意義な取引監視システムを導入するためのパターン化手法を考案することは不可能である。

4. マネー・ローンダリング／テロ資金供与

(a) リスク

トレードファイナンスは従来、高リスクと見なされてはいなかったものの、国際貿易及びそれをサポートするプロセスやシステムは、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の目的で悪用されやすいことは常に認識されてきた。しかし、近年になり、世界貿易の劇的な

増加をはじめとする様々な理由により、これらのリスクに対する関心が高まってきた。これに加え、より普遍的なマネー・ローンダリングの手口への対策として金融機関が導入する統制がより強化されたことで、犯罪者にとって、トレードファイナンス商品の利用を含むその他の資金移動方法の魅力が増したこともある。FATFは、「貿易を基盤としたマネー・ローンダリング」⁴という広く定義された分野において、これらのリスクを特定している。これらの調査では、問題は金融機関が直接関与するトレードファイナンス活動だけに限らず、金融システムを介した単純な決済によるあらゆる資金移動プロセスが、その裏にある本当の（潜在的に違法な）活動をごまかす目的で、貿易金融の手段として粉飾される可能性があるという事実を強調していることに留意する必要がある。これらの調査ではまた、金融機関にとどまらず、あらゆる関係者の役割の重要性も強調されている。

違法な資金移動をごまかすためのトレードファイナンスの利用には、品物の価格、質または量に関する虚偽の表示の手口が含まれる。

これらの手口は一般に売主と買主の共謀に拠っている。というのも、そのような取り決めによって意図される結果とは、第三者間の公正な取引により得られるよりも多くの価値を手に入れることであるからだ。共謀は、両者が同一の者の支配下にあることによって生じる場合が多い。このような方法による価値の移転を達成するには様々な方法があるが、その主なものを以下に概説する。

過大請求：送り状その他の書類に虚偽の品物の値段を表示する（実際よりも高い金額を記載する）ことにより、売主が決済によって超過価値を手に入れる。

過少請求：送り状その他の書類に虚偽の品物の値段を表示する（実際よりも低い金額を記載する）ことにより、買主が決済時に超過価値を手に入れる。

多重請求：同一の品物について複数の送り状を発行することにより、売主は多重決済を受けられる。共謀当事者が支払／取引に複数の金融機関を利用している場合、発見が難しくなる。

過少出荷：売主が送り状に記載されたよりも量の少ない、あるいは質の低い品物を出荷し、それによって品物の本当の価値について、書類に虚偽の内容を記載する。効果は過大請求の場合と同様。

過大出荷：売主が送り状に記載されたよりも量の多い、または質の高い品物を出荷し、そ

⁴ 貿易を基盤としたマネー・ローンダリングに関するFATFの類型レポート（2006年6月）

れによって品物の本当の価値について、書類に虚偽の内容を記載する。効果は過少請求の場合と同様。

品物の内容を故意にごまかす：当事者は、取引が金融機関やその他の関与する第三者に疑いを持たれないような形に仕組むことがある。これは、単に関係書類への情報の記載を省略する場合もあれば、故意に情報を偽装したり改ざんする場合もある。この行為においては、関与当事者同士が共謀している場合もあれば、していない場合もあり、その理由や目的も様々である。

架空出荷：品物の出荷は一切行われず、全ての書類が完全な偽造である場合。

過大請求及び過少請求（またはその他、虚偽の価格が記載されている状況）の有無を貿易書類だけで判断するのは不可能である。また、外部のデータベースに基づいてこれを判断するのも現実的には難しい。多くの製品は公開市場で取引されておらず、よって一般に入手可能な市場価格が存在しない。

たとえ、一般に入手可能な市場価格が存在する常時取引されている商品の取引であっても、金融機関には取引関係の態様、数量割引、当該の物品の具体的な品質等の適切な事業情報がないため、一般に単価の妥当性について意味のある判断を下せる立場にはない。

さらに、ある限られた状況において、金融機関がこれらの事業情報の一部を入手できるとしても、それを全般的に行うよりも、特定のきわめて複雑な仕組みの取引の場合のみそうするのが、金融機関にとって合理的であろう。

しかし、単価が明らかに異常であり、適切な照会を行うべきである状況も考えられる。

(b) リスク評価

金融機関は、その他の業務科目やサービス、商品などと同様に、トレードファイナンスに関わるリスクの評価と管理にも、リスクに応じたアプローチを適用すべきである。これに関して、ウォルフスバーグ・グループはリスクに応じたアプローチに関する一般指針を公表しているが、これはトレードファイナンスの文脈においても適切と考えられる。

リスク評価と適切なAML統制の適用は、貿易取引における金融機関の役割にも左右される。

トレードファイナンス取引には複数の金融機関が関与することから、各機関が自らの顧客

について基本的なデューディリジェンスを実施する責任について、各機関の間で相当の負担が生じるであろう。これらの金融機関の多くが互いにコルレス関係にある可能性があり、その場合には「コルレス業務におけるウォルフスバーグ・マネー・ローンダリング防止原則」に掲げられた原則があてはまる。

(c) 統制の適用

金融機関は貿易取引を個別にレビューする。一般には、取引に関する上述の ICC 規則の適用性、そして書類に記載された条件が国際標準銀行実務及び顧客に関する既知の情報に合致するかどうかという点での実効性が確認される。こうしたレビューは、取引について、不正だけでなく、異常かつ潜在的に疑わしい活動がないかどうかについて検証するのにも利用される。これらの取引は複雑な書類ベースの取引であることから、当事者及び移転される物品やサービスについて多量の情報を提供し、関係書類の精査を伴う。このプロセスの中の一部の要素は自動化できる（公表されている制裁対象企業リストに照らした取引のスクリーニング等）ものの、貿易書類をレビューするというプロセス全体を自動化することは、その性質上不可能である。

かかる統制は、マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与防止の取り組みにも関係がある（ただし、テロ資金供与が犯罪行為／マネー・ローンダリングに関係する場合のみ）。トレードファイナンス取引へのテロリストの関与を特定する最も効果的な方法は、管轄当局がテロ活動と関わりのある個人及び組織を特定し、その情報を金融機関に適時に提供することである。よって、テロ資金供与防止の取り組みの観点では、該当する金融機関を管轄する当局が公表した、既知のテロリストまたはその疑いがある者のリストに照らして、取引情報をスクリーニングするというトレードファイナンス統制が適切である。

取引の当事者及び書類に関して各種金融機関が適用すべき統制の内容と範囲に関するより具体的な手引きが、本書の別添に記載されている。別添(I)は LC、別添(II)は BC について取り扱っている。

5. 制裁及び大量破壊兵器不拡散 (NPWMD)

(a) リスク

国連制裁及び国や地域内で実施されている制裁には様々なものがある。これらには、以下のものが含まれる。

- 国ごとに特定の個人及び企業を対象にした経済制裁
- 取引に基づく制裁（特定の物品、サービス、専門技術等の特定の国への提供の禁止等）

近年ではまた、特に大量破壊兵器の拡散防止に関して、一定の国を対象にした経済制裁及び／または活動に基づく金融規制を導入する一連の国連安全保障理事会決議が採択されている。

金融機関が提供する全ての商品及びサービスに関して、法域内で効力を持つ制裁に従うことが適切である。特定の物品やサービスの輸出入禁止を求める制裁は、トレードファイナンス商品の提供と促進に関して特に関連が深い。

国際貿易は、数兆ドルの金額と数百万件もの個々には比較的小額の取引が関わる、金銭的価値の点でも取引量の点でも巨大な規模の国際活動である。あるひとつの金融機関が、製品の最終的な買主（または売主）や、製品の最終用途について理解できる能力は、きわめて限られている。取引が複雑な仕組みの一部である場合には、この理解はさらに限られることになる。

大量破壊兵器に関する活動に基づく制裁の分野では、公共セクターと民間セクターの全利害関係者の間で相当の調査と協議が必要であることが認識されている。こうした協力が、法／規制の制定とともに、金融機関へのガイダンスの提供と相応の統制の実施に役立つであろう。ウォルフスバーグ・グループは、本文書の 6 に記載した通り、全利害関係者間の継続的な対話を支持する。

(b) リスク評価

制裁違反及び大量破壊兵器の拡散に関係する最大のリスクは、製品の最終使用者や製品の最終用途／用途を隠すために仲介その他の手段が利用されることである。複数当事者が関与し、所有権の移転を伴う取引では、取引の実態が偽装される可能性がある。

制裁違反及び／または大量破壊兵器拡散の目的でトレードファイナンスが利用される場合、潜在的に、トレードファイナンスの取扱いに複数の（しばしばお互い同士を知らない）当事者が関与するという既存の国際金融活動の複雑かつ分断された側面に付け込まれる可能性がある。

(c) 統制の適用

既存の適切な AML 統制を適用することが、制裁及び NPWMD を遵守する目的でも適切と考えられる。

別添(Ⅲ)に、適用すべき統制の内容及び範囲に関するより具体的な手引きが、金融機関が遭遇する限界の説明とともに記載されている。

6. 国内外の協力

トレードファイナンスの分野におけるマネー・ローンダリングの脅威に立ち向かうべく、すでに国内でも国際的にも、各関係機関の間で議論や協議が行われている。

特定対象に対する、及び／または活動に基づく制裁への違反がトレードファイナンス活動を通じて促進されることのないようにするという点では、継続的な協力の必要性がより一層痛感される。

関係機関には、政府、法執行機関、金融情報機関 (FIU)、監督機関、輸出信用機関、関税消費税庁、税務当局、船荷取扱業者、運送業者、港湾当局等の国内機関と、ICC マネー・ローンダリング・タスクフォースや FATF 等の国際機関が含まれる。

ウォルフスバーグ・グループは、さらなる協議及び／または適切な統制の導入が必要な分野として、次の分野を特定した。この種の協力は、金融機関にできる貢献の助けとなるものであるとともに、より一般的な統制の強化につながるであろう。

- (a) 顧客データベースの有効なスクリーニングと検索、及び (b) 金融機関による取引の有効かつ効率的なスクリーニングを促進するような、適切な経歴情報その他の関連情報を含む適切に標準化された制裁対象の企業及び個人の最新リストの適切な政府機関による提供と維持。
- 「軍民両用」性を持つ製品及び原料に関して、専門外の者にも理解できるような形での詳細情報の適切な政府機関からの提供。これらの詳細情報は、理想的には電子処理システムに組み込むことが可能であるのが望ましい。
- 制裁及び特に軍民両用品に関して、技術的な照会に応じる「ヘルプデスク」の適切な政府機関内への設置。かかる回答は、貿易取引における銀行の義務に悪影響を及ぼしたり、潜在的違反者に警戒心を起こさせることのないよう、十分迅速になされなければならない。

- AML、制裁及び NPWMD 制度のより統一的な適用を可能にするような、法執行機関や監督機関を含む関係当局による国際的な協力。
- 輸出許可を退けられたり、トレードファイナンスに関わる汚職を含む犯罪行為に関与した個人及び企業の名称の所轄当局による公表。
- トレードファイナンスに関する類型、及び取引前後におけるリスク指標の識別と情報普及に関する、公共セクターと民間セクターの対話の継続。
- トレードファイナンスの分野で、犯罪者その他がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、及び制裁違反に利用するパターン、手口及びルートに関する最新情報の当局による提供と維持。

ウォルフスバーグ・トレードファイナンス原則書

別添I

信用状（LC）に関わるAMLガイダンス

（本別添においては、LCに関して一般に認められた専門的文脈における「銀行」に言及する必要性から、金融機関ではなく「銀行」と言っている。）

はじめに

トレードファイナンス原則書では、トレードファイナンスの背景について述べ、AML／テロ資金供与／制裁リスクを取り上げている。原則書ではまた、統制の全般的適用について触れるとともに、各関係機関同士の今後の協力という点についても所見を述べている。本別添は、LCに関して銀行による具体的な統制の適用について手引きを提供するものであり、標準的な業界の実務を反映することを意図している。かかる統制の完全な説明のため、本別添では単純化したシナリオを用いた上で、該当する銀行が適用する統制活動について、ある程度詳細に述べている。また、必要に応じて単純化したシナリオの変型についても取り上げている。

本別添にて説明する統制は、大きく以下のカテゴリーに分けられる。

- デューディリジェンス：ここでは、顧客の身元確認のプロセスを指すとともに、顧客ではない関係者に対するリスクに応じたチェックのプロセスをも指すものとして用いている。このように広い意味を与えられていることから、必要に応じて「適切なデューディリジェンス」（リスクに応じたチェックのみを表す）という表現も使用される。
- レビュー：ここでは、適切な関係者、呈示された書類、受けた指図等に関する関連取引情報をレビューするあらゆる（多くの場合、自動化されていない）プロセスと定義される。リスク指標の項でも説明する通り、一定の情報については、取引の続行を許可する前にレビューすることが可能であり、またそうすべきである。
- スクリーニング：情報をテロリストのリスト等の参考情報と照合する、通常は自動化されたプロセス。スクリーニングは通常、レビューと同時に、かつレビュー対象となる特定の活動の完了前に、実施される。また、デューディリジェンスと同時に、またはデューディリジェンスの一環として実施されることもある。

- モニタリング：異常かつ潜在的に疑わしい特徴がないかどうか、完了した取引または遂行中の取引をレビューするあらゆる活動。貿易取引においては、口座／取引をモニターするプロセスまたはシステムに関して標準的なパターン化手法を導入するのが不可能であることを認識する必要がある。これは、通常の貿易パターンにおいても幅広いバリエーションが存在することによるものである。

本別添の末尾に、主要な統制活動についてまとめた表を収載した。また、本別添にて用いられている用語の一部は、別添 IV の用語集にて定義されているので参考にされたい。

LC に関して、銀行は ICC600「信用状統一規則」に従って業務を行っていることに留意することが大切である。銀行が実施するレビュー活動の範囲は、これらの国際的に認められた規則にて定義された銀行の責任により決定される。これらの規則は、代金取立手形について定めた規則とは根本的に異なっている（別添 II を参照）。

単純化したシナリオ

当事者 X が、仕入先のひとつである当事者 Y から品物を購入する。品物の船積前に、船積後に決済を受けられるという保証を得たいと当事者 Y が望んだため、当事者 X は銀行 A に依頼し、品物の船積に係る所定の書類の受領を条件として当事者 Y の取引銀行である銀行 B に決済が行われるよう手配する。

当事者 X は、仕入先である当事者 Y を受益者とする信用状の発行を銀行 A に指図する。銀行 A は、多くの場合外国に所在する当事者 Y に対する現地での信用状の通知銀行として（自らのコルレス先である、または当事者 Y が指定した）銀行 B を選択する。当事者 Y が銀行 B を通じて書類を呈示し、銀行 A が書類に不備のないことを確認した後、銀行 A は信用状に基づく決済を行う。

当事者 X	>>	銀行 A	>>	銀行 B	>>	当事者 Y
（発行依頼人		（発行銀行		（通知銀行		（受益者
（輸入者						（輸出者
（買主						（売主

デューディリジェンス及びレビューの活動（より詳細な説明は後述）の概要は、以下の 2 つのフローチャートで表される。

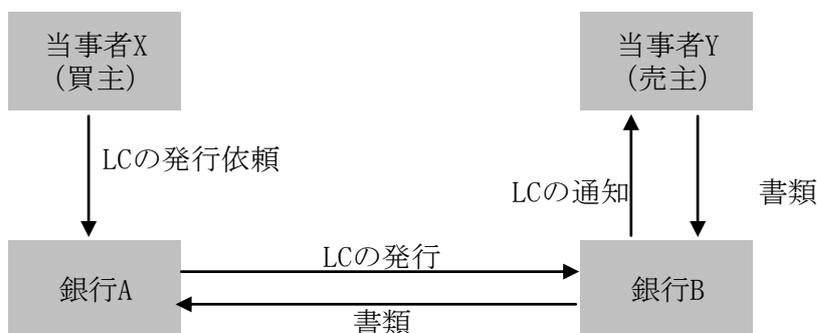
デューディリジェンスの概要



銀行は通常、次のようなパターンに従ってデューディリジェンスを実施する。

- 銀行 A が当事者 X に関するデューディリジェンスを実施する。
- 銀行 A が銀行 B に関する適切なデューディリジェンスを適宜実施する。
- 銀行 B が銀行 A に関する適切なデューディリジェンスを適宜実施する。
- 当事者 Y が銀行 B の顧客である場合、銀行 B が当事者 Y に関するデューディリジェンスを実施する。

レビュー活動の概要



当事者 X が LC の発行を依頼すると、銀行は通常の LC 実務に従い、最終的に決済が行われるまでの各段階において取引をレビューする。このレビュー活動は通常、次のようなパターンに従って実施される。

- 銀行 A が当事者 X からの LC 発行依頼をレビューする (LC の発行を了承する前に)。
- 銀行 B が発行された LC を銀行 A から受け取ってレビューする (通知を了承する前に)。

- 銀行 B が当事者 Y から呈示された書類を、その正確な役割によるリスクに応じたアプローチをもって、適宜レビューする（当事者 Y から LC に基づく書類を受け入れる場合）。
- 銀行 A が銀行 B から呈示された書類をレビューする（銀行 B に決済を行う前に。銀行 B は決済を受けたらそれを当事者 Y に支払う）。
- 銀行 A と銀行 B が、受け取った支払（その他の）指図をレビューする。

銀行 A が実施する統制

当事者 X のデューディリジェンス

銀行 A は、原信用状の発行前に、当事者 X（銀行 A の顧客）について適切なデューディリジェンス（身元確認、照合スクリーニング、KYC）及び必要に応じて与信承認を実施する必要がある。これには、銀行 A における口座開設時の一連の標準的手続を伴うものと思われる。

このデューディリジェンスは当事者 X との継続的関係をサポートするため、以後の当事者 X からの LC 発行依頼のたびに実施する必要はない。

LC の発行依頼を受けた場合に銀行 A のデューディリジェンス・プロセスの過程で発生する質問は、当事者 X により確認されることが見込まれる。

- 当事者 X が貿易を行っている国
- 取引する品物
- 当事者 X の取引相手（顧客、仕入先等）の種類や性質
- 当事者 X が業務に関連して利用する代理業者その他の第三者の役割と所在地（この情報が当事者 X から提供される場合）

デューディリジェンスの強化

当事者 X が高リスクのカテゴリーに分類される場合、または標準的なデューディリジェンス・プロセスの過程で明らかになった貿易内容から、デューディリジェンスの強化が賢明と思われる場合には、強化したデューディリジェンス・プロセスを適用すべきである。

強化したデューディリジェンスは、貿易サイクルを理解し、国外の関税規則やライセンス規則の遵守、貿易品の物理的統制、決済フローの適法性に関して確証を得られるよう設計

する必要がある。

当初のデューディリジェンスの段階で説明及び開示された事業内容や予定される取引が、必ずしも高リスクのカテゴリーにあてはまるとは思われない場合でも、取引の過程でなんらかの高リスク要因が明らかになった場合、追加的なデューディリジェンスが必要になることがある。

これには、第三者（銀行 A と取引関係を持たない者）である仲介人や貿易会社が、海外での取引の実施に見返り信用状や譲渡可能信用状を利用している場合が含まれる。

当事者 X が仲介人や貿易会社である場合には、銀行 A は強化したデューディリジェンスの実施を検討する必要がある。

銀行 B のデューディリジェンス

銀行 A は、銀行 B についても適切なデューディリジェンスを実施する必要がある。デューディリジェンスは銀行 B との継続的関係をサポートすることができ、銀行 B はリスクに応じた適切なレビュー・サイクルの対象となる。よって、以後の取引のたびに銀行 B についてデューディリジェンスを実施する必要はない。

あるいは、銀行 A が単に現地処理のコルレス先として銀行 B を利用するという状況も考えられるが、その場合にはデューディリジェンスの実施基準も異なる可能性がある。最低でも、銀行 A は両者の間のメッセージの真正性を確認する手段を確保しておく必要がある。

銀行 B に関して実施すべきデューディリジェンスの水準については、ウォルフスバーグ・コルレス業務基準の手引きを参照されたい。

レビュー

レビューは、LC 取引の開始時から取引の全過程を通じて、主として次の段階に分かれて実施される。

1. 当事者 X から当初の LC 発行依頼（及びその条件変更）を受け取る
2. 銀行 B を通じて当事者 Y から呈示された書類を受け取り、チェックする
3. 決済を行う

実務上は、LCの発行後、銀行Aには取引を不当に遅滞させることなく完了させなければならないという義務が生じる。その後は、銀行Aが取引を停止することができるのは、制裁及びテロリストに関係する該当リストに関するレビュー活動で該当データとの一致があった場合のみである。

ステージ2では、銀行Aに呈示された書類がLCと合致しているか、及び一般に認められた国際銀行基準に準拠しているかが点検される。このレビューでは、必ずしも全ての書類における全情報の詳細な点検は要求されない。

以下、潜在的なレビュー活動について詳しく説明する。

ステージ1 LC発行依頼のレビュー

銀行Aは、当事者Xから信用状の発行依頼を受けた場合、以下の事項に留意して適切なレビューを実施する必要がある。

制裁及びテロリストのリストが以下の事項に影響する可能性について

- 当事者Yが直接の掲載対象者である
- 当事者Yの所在する国
- 取引する品物
- 品物が船積される国、明らかにされている積替地及び仕向け地
- 信用状に記載された名前

以下がその他の理由で高リスクと見なされている国に該当しないか

- 銀行Bまたは当事者Yが所在する国
- 品物の運送が実施される国

取引において説明されている品物について以下をチェックする

- 品物の種類、質、価格が当事者Xに関する既知の情報に合致するか
- 制裁によるもの以外で、一般に知られた禁輸措置がないか（現地法や国連制裁に基づくもの等）

売主（当事者Y）について以下をチェックする

- 一見して当事者Xの既知の事業内容に合致する相手先かどうか

取引について、（例えば）次のような明らかに異常な点（多くの場合、複数が合わさった）

が見られないか

- 無関係な者が関わっている
- きわめて変則的な書類を伴う
- 取引の実態を分かりにくくするような複雑な仕組みを伴う
- スクリーニングの結果、容認できないほどリスクが高いと銀行 A が考えるその他の関係者が関わっている
- LC に基づく決済を行う契機となる事象が異常である(品物の船積前に関係書類がな
いまま決済を行うなど)

このレビューのプロセスにおいて明らかになった情報によっては、銀行 A は以下を実施する必要がある。

- 適切な措置についてさらに社内での照会を行う。
- 取引の続行を了承する前に、当事者 X にさらなる情報を要求する。
- 取引の続行は了承するものの、適宜、レビュー目的で状況を記録しておく。
- 照会により合理的な説明が得られない場合、取引を拒絶する。さらに状況及び現地の法的要件に従い、疑わしい活動に関する報告書を提出する。

ステージ 2 信用状に基づいて呈示された書類のレビュー

銀行 A は、以下の事項に留意して銀行 B から呈示された書類に関する適切なレビューを実施する必要がある。

- 現地の法的要件
- 最新の該当リストに照らした銀行 B と当事者 Y のスクリーニング
- 呈示された書類が、LC においてチェック済みの情報にどの程度合致しているか。書類が完全に一致する場合、実質的には、すでに一度実施されている該当のレビュー活動を繰り返す必要はないからである。
- ステージ 1 とステージ 2 の間の経過時間。これによっては、該当する制裁や強制力のある現地規制について再度チェックする必要がある場合がある。

ステージ 3 決済の実施

銀行 A は、決済を行う際、関与する銀行の名称を含めて支払指図に記載された名前をスクリーニングする。よって、当事者 Y が LC に関与していない銀行に口座を持っている場合、その銀行の名称も銀行 A によるスクリーニングの対象とすべきである。

モニタリング

銀行 A にとってのモニタリングの機会は、以下から生じる。

- 当事者 X の口座及び取引活動の通常のモニタリング手続
- より一般的な日常の取引処理において観察された当事者 X の活動

銀行 A が遭遇する限界

銀行 A は、当事者 X について実施する最初のデューディリジェンスに大きく依存することになる。新たな取引処理を受けるたびに、毎回当事者 X から詳細な追加的保証を求めるのは現実的ではなく、商業的に実施可能でもない。そのようなことをすれば、(a) 効率的な処理の妨げになり、さらに (b) 銀行 A と当事者 X との関係における通常の信頼関係が損なわれるからである。

銀行 B が実施する統制

デューディリジェンス

通常、銀行 B が当事者 X について、当事者 X の名前を制裁またはテロリストのリストに照らしてレビューする以外のなんらかのデューディリジェンスを実施するのは、現実的ではない。

銀行 B は、銀行 A について適切なデューディリジェンスを実施する必要がある。デューディリジェンスは銀行 A との継続的关系をサポートすることができ、銀行 A はリスクに応じた適切なレビュー・サイクルの対象となる。よって、以後の取引のたびに銀行 A についてデューディリジェンスを実施する必要はない。

あるいは、銀行 B が単に現地処理のコルレス先としての役割を果たすという状況も考えられるが、その場合にはデューディリジェンスの実施基準も異なる可能性がある。最低でも、銀行 B は銀行 A から受け取った LC の真正性を確認する手段を確保しておく必要がある。

銀行 A に関して実施すべきデューディリジェンスの水準については、ウォルフスバーグ・コルレス業務基準の手引きを参照されたい。

銀行 B は当事者 Y とすでに取引関係を持っていることがあり、その場合には適切なデュー

ディリジェンス手続がすでに完了しているはずである。

しかし、銀行 A が独自の理由で（銀行 A と銀行 B の間にすでにコルレス関係があるから等）銀行 B を選んだため、銀行 B が当事者 Y と取引関係を持っていない場合もある。あるいは、当事者 Y の取引銀行がトレードファイナンス業務や LC の処理を取り扱っていない可能性もある。そのような場合には、銀行 B は当事者 Y に関して、次のような一定のチェックを実施する必要がある。

さらに、銀行 B は、本ガイダンスの冒頭で説明した単純化したシナリオにおける通知銀行としての立場に加え、様々な異なる立場で行動する場合がある。

これらの異なる役割は、銀行 B が異なる状況で実施するチェック（及びレビューとモニタリング）との関連で適用される統制に直接的な影響があるため、これらについて認識することが重要である。さらに、取引が完了するまでの間に、必要に応じて取引に関与するその他の銀行が存在する場合もある。これは、多くの輸出企業が複数の取引銀行を持っているために起こりうることである。

以下の表は、銀行 B の様々な役割と、当事者 Y について必要となるチェックを示している。

銀行 B の立場	当事者 Y が銀行 B の顧客でない場合に当事者 Y について実施すべきチェック
通知銀行	当事者 Y の名前のスクリーニング
書類の取扱い後、銀行 A に代わって決済を行う	当事者 Y の名前のスクリーニング 銀行（名称のスクリーニングを実施済み）への決済は、確立された支払経路を通じてのみ行う
確認銀行	当事者 Y の名前のスクリーニング 銀行（名称のスクリーニングを実施済み）への決済は、確立された支払経路を通じてのみ行う リスクに応じたアプローチにより、追加的な当事者 Y のチェックが必要になる場合がある
LC に基づく手形の買取り／割引	当事者 Y の名前のスクリーニング 銀行（名称のスクリーニングを実施済み）への決済は、確立された支払経路を通じてのみ行う リスクに応じたアプローチにより、追加的な当事者 Y のチェックが必要になる場合がある
譲渡銀行	当事者 Y の名前のスクリーニング

	銀行(名称のスクリーニングを実施済み)への決済は、 確立された支払経路を通じてのみ行う リスクに応じたアプローチにより、追加的な当事者 Y のチェックが必要になる場合がある
補償銀行—当事者 Y に決済を行う 銀行からの請求の決済のため、銀行 A の口座から資金を引き落とす	銀行(名称のスクリーニングを実施済み)への決済は、 確立された支払経路を通じてのみ行う

銀行 B は、要請があれば、これら全ての役割を請け負う可能性がある。これらの追加的役割のいずれかを別の銀行が請け負っている場合、その銀行についても同じチェックを実施するのが適切である。

より高度なリスク要因が明らかになった場合、銀行 A または当事者 Y について追加的なチェックを実施するのが適切である場合がある。これは、銀行 B とすでに取引関係があるか否かに関わらずあてはまる。

レビュー

レビューは主として3つのステージに分けて実施される。すなわち、発行された LC のレビュー、呈示された書類のレビュー、決済の実施である。

ステージ1 発行されたLCのレビュー

銀行 B は、銀行 A から LC を受け取ったら、その LC に関して以下の事項に留意して適切なレビューを実施する必要がある。

制裁及びテロリストのリストが以下の事項に影響する可能性について

- いずれかの取引当事者が直接の掲載対象者である
- 当事者 X の所在する国
- 取引する品物
- 品物が船積される国、明らかにされている積替地及び仕向け地
- 信用状に記載された名前

以下がその他の理由で高リスクと見なされている国に該当しないか

- 銀行 A または当事者 X が所在する国
- 品物の運送が実施される国

取引において説明されている品物について以下の事項を確認する

- その内容が理にかなっていると思えるか
- 制裁によるもの以外で既知の禁輸措置がないか

LCの発行依頼人（当事者 X）について以下を確認する

- スクリーニング活動の結果、容認できないほどリスクが高いと銀行 B が見なさないか

このレビューのプロセスにおいて明らかになった情報によっては、銀行 B は以下を実施する必要がある。

- 適切な措置についてさらに社内での照会を行う
- 取引の続行を了承する前に、銀行 A（または当事者 Y）にさらなる情報を要求する
- 取引の続行は了承するものの、適宜、レビュー目的で状況を記録しておく

ステージ 2 呈示された書類のレビュー

銀行 B は、以下の事項に留意して当事者 Y から呈示された書類に関する適切なレビューを実施する必要がある。

- 呈示された書類が、LC の条件とどの程度合致しているか、また書類同士が一致し、記載された情報に齟齬がないか。
- ステージ 1 とステージ 2 の間の経過時間。これによっては、該当する制裁や強制力のある現地規制について再度チェックする必要がある場合がある。
- 当事者 Y から異常な支払指図が出されていないか。

このレビューのプロセスにおいて明らかになった情報によっては、銀行 B は以下を実施する必要がある。

- 適切な措置についてさらに社内での照会を行う
- 取引の続行を了承する前に、当事者 Y にさらなる情報を要求する
- 取引の続行は了承するものの、レビュー目的で状況を記録しておく

ステージ 3 決済の実施

銀行 B は、決済を行う際、関与する銀行の名称を含めて支払指図に記載された名前をレビューする。よって、当事者 Y が銀行 B の顧客でない場合、その銀行の名称も銀行 B による

制裁スクリーニングの対象とすべきである。

モニタリング

銀行 B にとってのモニタリングの機会は、以下から生じる。

- 自行のコルレス先である銀行 A の活動の通常のモニタリング手続。これはかかる活動を測定するためのシステムが導入されているかどうかによる。
- 当事者 Y が銀行 B の顧客である場合、口座や支払活動の通常のモニタリング手続。
- 当事者 Y が銀行 B の顧客でない場合、より一般的な日常の取引処理において観察された活動。

銀行 B が遭遇する限界

銀行 B は取引の開始者ではなく、銀行 A から受け取った指図に従って行動するよう要請された立場である（ただし指図に従う義務はない）。LC の取扱いについて確立されている実務に従えば、銀行 B がかかる指図に従って行動するための時間は限られている。銀行 B はその後、銀行 A または当事者 Y から補足指図を受ける場合もある。

銀行 B が銀行 A または当事者 Y に関して実施するレビューやモニタリングの水準は、これらとの確立された既存の関係がない状況においては、銀行 B がどのような立場で行動するかに関するリスクに応じたアプローチに従うことになる。これは、該当する当事者を制裁またはテロリストのリストに照らしてレビューすることのみに限られる可能性がある。

取引前後のリスク指標

LC は、銀行が自行の顧客（通常は買主）とその取引相手（通常は売主）との間の商取引を支援する目的で顧客に代わって発行する、独立した保証である。契約条件は売主と買主との間で合意された後、買主の銀行に伝えられ、LC の発行が可能になる。個々の LC の条件には、もとなる貿易取引の具体的な内容、取引当事者間の商取引関係の内容、金融上の取り決めの内容及び条件、金融及び支払に関する取り決めの当事者である金融機関同士の関係の内容等の要素の固有の組み合わせが反映される。

個々の LC 取引の遂行は、多数の関係者が関与する分断されたプロセスであり、その各々が取引についてどの程度の情報を持っているかも異なるため、貿易において銀行は書類のみを取り扱うという前提に鑑みて、いずれかの銀行が単独でトレードファイナンスのプロセ

ス全体を遺漏なく詳細にレビューする機会が持てることはごくまれである。さらに、次のような事柄にも留意すべきである。

- 各銀行のシステム能力はそれぞれ異なり、そのため業界全体のレビュー能力にも開きが生じることになる。
- 商慣行や業界標準により、行動できる時間は限られる。
- 過大請求や過少請求（またはその他、虚偽の金額が表示されている状況）による取引の異常性を判断する際には、銀行には一般にそのような評価を行う知識その他がないことを理解する必要がある（原則書の4(a)も参照のこと）。

よって、LCの処理に携わる銀行にとって、貿易スタッフの知識と経験こそが、これらの商品やサービスの違法な悪用に対する最初にして最高の防壁とならなければならない。貿易書類のレビューはほぼ手作業のプロセスであり、決済のために呈示された商業書類を、適用されるICC規則及び国際標準銀行実務に従ってLCの条件と照合することが求められる。

潜在的なリスク指標は数多く存在する。この背景に基づき、次の二つを区別することが重要である。

1. 取引の続行や完了を許可する前に検証しなければならない情報であって、完了を阻む可能性のあるもの（テロリストの名称、国連の制裁対象の企業等）。
2. 調査及び疑わしい活動の報告プロセスの一環として、取引後の分析に利用すべき情報。

次の表は、LC取引の取扱いの過程で明らかになる可能性のあるリスク指標のリストである。この表は、顧客／銀行の関係全般にあてはまる全範囲のリスク指標を含むものではなく、LC取引の処理に特に関係する一部のリスク指標のみを対象としている。また、リスク指標の中には、取引の実施後でなければ判明せず、さらに法執行機関や金融調査部門による公式の調査プロセスの中でしか明らかにならないものもあることに留意することが大切である。

リスク指標（一部）

内容	時期
LC に関する活動または情報	取引の前か後か
取引の仕組み <ul style="list-style-type: none"> 顧客のキャパシティ／資力を超えている 本当らしくない品物、原産地、量、仕向け地 異常な複雑性／異例の金融商品の利用 	前または後
品物 <ul style="list-style-type: none"> 適用される輸出入管理規則に従っていない可能性がある 	前
品物 <ul style="list-style-type: none"> 価格と量が明らかに釣り合わない 顧客の既知の事業とまったく合致しない 	前または後
国／名称 <ul style="list-style-type: none"> 制裁／テロリストのリストに掲載されている 	前
国 <ul style="list-style-type: none"> 銀行の高リスクのリストに掲載されている 実際の貿易に関与する国を偽ったりごまかそうとする試み 	前または後
支払指図 <ul style="list-style-type: none"> 非合理的 土壇場の変更 	前または後
返済の取り決め <ul style="list-style-type: none"> 第三者が LC の金額を負担するか一部負担する（決済口座に直前に入金） 	後
LC のパターン <ul style="list-style-type: none"> 頻繁に条件変更／延長が行われる 日常的に取り消されたり、使用されずに終わる 	後
LC の相手方 <ul style="list-style-type: none"> 発行依頼人／受益者が関連 発行依頼人の書類が決済を支配 	前または後
書類のディスクレパンシー(必ずしも UCP 600 に基づく拒絶の根拠とならない) <ul style="list-style-type: none"> 商品説明に著しい差異がある 特に送り状と船積書類に差異がある 正体不明の第三者 	前または後
権利放棄されたディスクレパンシー <ul style="list-style-type: none"> 事前に権利放棄がされている 必要な運送書類がない LC の大幅な過振り 	前または後

本ガイダンスにおいて説明した LC に関する主な統制のまとめ

レビューのステージ	レビュー対象の関係者／物	照合先	実施行
当事者 X による口座開設	<ul style="list-style-type: none"> 当事者 X 	適切なデューディリジェンス	銀行 A
当事者 X からの LC 発行依頼	<ul style="list-style-type: none"> 当事者 X 当事者 Y / その他の主要当事者 名称と国 品物の種類 	制裁及びテロリストのリスト 制裁及びテロリストのリスト 制裁及びテロリストのリスト 既知の該当する現地輸出規制リスト	銀行 A
銀行 A から銀行 B への LC の発行	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 B 	適切なデューディリジェンス	銀行 A
銀行 B による銀行 A からの LC の受領	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 A 当事者 X 当事者 Y / その他の主要当事者 名称と国 品物の種類 	適切なデューディリジェンス 制裁及びテロリストのリスト 制裁及びテロリストのリスト 制裁及びテロリストのリスト 既知の該当する現地輸出規制リスト	銀行 B
銀行 B から当事者 Y への LC の通知	<ul style="list-style-type: none"> 当事者 Y 	適切なデューディリジェンス (これは当事者 Y が銀行 B の顧客か否か、及び銀行 B の立場により異なる)	銀行 B
当事者 Y による銀行 B への書類の呈示	<ul style="list-style-type: none"> LC に記載のない新たな主要当事者または国 	制裁及びテロリストのリスト	銀行 B
銀行 B による銀行 A への書類の呈示	<ul style="list-style-type: none"> LC に記載のない新たな主要当事者または国 	制裁及びテロリストのリスト	銀行 A
銀行 A による銀行 B への決済	<ul style="list-style-type: none"> 支払指図に記載された名前 	制裁及びテロリストのリスト	銀行 A
銀行 B による当事者 Y への決済	<ul style="list-style-type: none"> 支払指図に記載された名前 	制裁及びテロリストのリスト	銀行 B

ウォルフスバーグ・トレードファイナンス原則書

別添II

代金取立手形（BC）に関わるAMLガイダンス

（本別添においては、BCに関して一般に認められた専門的文脈における「銀行」に言及する必要性から、金融機関ではなく「銀行」と言っている。）

はじめに

トレードファイナンス原則書では、トレードファイナンスの背景について述べ、AML／テロ資金供与／制裁リスクを取り上げている。原則書ではまた、統制の全般的適用について触れるとともに、各関係機関同士の今後の協力という点についても所見を述べている。本別添は、BCに関して銀行による具体的な統制の適用について手引きを提供するものであり、標準的な業界の実務を反映することを意図している。かかる統制の完全な説明のため、本別添では単純化したシナリオを用いた上で、該当する銀行が適用する統制活動について、ある程度詳細に述べている。また、必要に応じて単純化したシナリオの変型についても取り上げている。

本別添にて説明する統制は、大きく以下のカテゴリーに分けられる。

- デューディリジェンス：ここでは、顧客の身元確認のプロセスを指すとともに、顧客ではない関係者に対するリスクに応じたチェックのプロセスをも指すものとして用いている。このように広い意味を与えられていることから、必要に応じて「適切なデューディリジェンス」（リスクに応じたチェックのみを表す）という表現も使用される。
- レビュー：ここでは、適切な関係者、呈示された書類、受けた指図等に関する関連取引情報をレビューするあらゆる（多くの場合、自動化されていない）プロセスと定義される。リスク指標の項でも説明する通り、一定の情報については、取引の続行を許可する前にレビューすることが可能であり、またそうすべきである。
- スクリーニング：情報をテロリストのリスト等の参考情報と照合する、通常は自動化されたプロセス。スクリーニングは通常、レビューと同時に、かつレビュー対象となる特定の活動の完了前に、実施される。また、デューディリジェンスと同時に、またはデューディリジェンスの一環として実施されることもある。
- モニタリング：異常かつ潜在的に疑わしい特徴がないかどうか、完了した取引または遂

本別添の末尾に、主要な統制活動についてまとめた表を収載した。また、本別添にて用いられている用語の一部は、別添 IV の用語集にて定義されているので参考にされたい。

BC に関して、銀行は ICC 出版番号 522 「取立統一規則」に従って業務を行っていることに留意することが大切である。銀行が実施するレビュー活動の範囲は、これらの国際的に認められた規則にて定義された銀行の責任により決定される。これらの規則は、LC について定めた規則とは根本的に異なっている（別添 I を参照）。

単純化したシナリオ

当事者 X が、当事者 Y に品物を売る。当事者 X は品物を船積する用意があるが、当事者 Y が品物の代金を払うか、具体的な決済の約束をするまで、当事者 Y に品物を受け取る権利を与える書類を引き渡さないようにしたい。

このシナリオにおいて、当事者 X は銀行 A の顧客であり、当事者 Y は銀行 B の顧客であるものと想定する。

当事者 X（売主）は、当事者 Y（買主）を名宛人として振り出した書類に関して、決済の取立を行うよう、銀行 A に指図する。銀行 A は、外国にいる当事者 Y に、決済を求める書類を呈示するその国の銀行として、（自らのコルレス先である、または当事者 Y が指定した）銀行 B を選択する。銀行 B による当事者 Y への書類の引渡しに際しては、通常、次のいずれかが条件となる。

- 当事者 Y による銀行 B への決済（口座からの引き落としの承諾）
- 当事者 Y による、将来の所定の期日に当事者 X に決済を行うことに合意する内容の金融書類（為替手形、約束手形、小切手、資金の入手のために用いられるその他の類似の証書）の引受／発行
- その他の所定の条件

呈示条件（取立指図）は当事者 X が決定し、銀行 A に伝える。すると銀行 A は、取立書類の呈示の時点で銀行 B に取立指図を送る。別段の合意が特にない限り、いずれの銀行も、

決済を行う責任を負うことはない。

このガイダンス／別添では、取立に関して金融機関が適用できる、または適用する可能性のある様々な統制について説明する。

当事者 X	>>	銀行 A	>>	銀行 B	>>	当事者 Y
(振出人 本人 輸出者 売主)		(仕向銀行)		(取立銀行 呈示銀行)		(名宛人 輸入者 買主)

デューディリジェンス及びレビューの活動（より詳細な説明は後述）をまとめると、以下の2つのフローチャートで表すことができる。

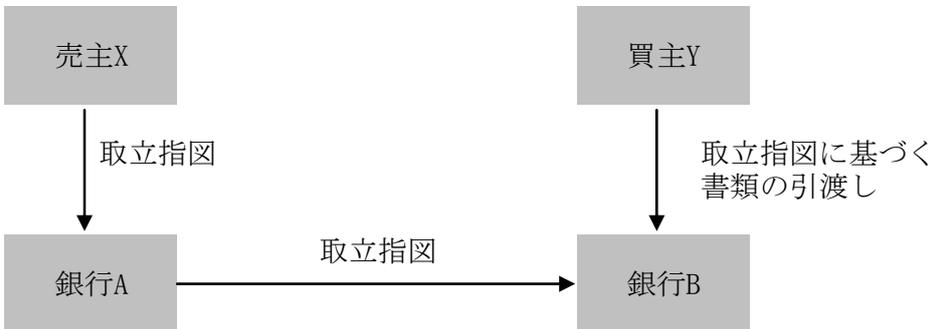
デューディリジェンスの概要



銀行は通常、次のようなパターンに従ってデューディリジェンスを実施する。

- 銀行 A が当事者 X に関するデューディリジェンスを実施する。
- 銀行 A が銀行 B に関する適切なデューディリジェンスを適宜実施する。
- 銀行 B が銀行 A に関する適切なデューディリジェンスを適宜実施する。
- 銀行 B が当事者 Y に関するデューディリジェンスを実施する。

レビュー活動の概要



BCが発行されると、銀行は標準銀行実務に従って、最終的に決済が行われるまでの各段階において取引をレビューする。このレビュー活動は通常、次のようなパターンに従って実施される。

- 銀行Aが当事者Xからの取立指図をレビューする。
- 銀行Bが銀行Aから受け取った取立指図をレビューする。
- 銀行Aと銀行Bが、受け取った支払（その他の）指図をレビューする。

銀行Aが実施する統制

当事者Xのデューディリジェンス

銀行Aは、当初の指図の受入れと実行の前に、当事者X（銀行Aの顧客）について適切なデューディリジェンス（身元確認、照合スクリーニング、KYC）を実施する必要がある。これには、銀行Aにおける口座開設時の一連の標準的手続を伴うものと思われる。

BCの取扱いで、銀行Aが直接の金銭的債務を負うことはなく、銀行Aが必ずしも当事者Xに貸付を行うとも限らないため、口座開設時の通常のデューディリジェンスが一般に適用されることになる。

デューディリジェンスの強化

当事者Xが高リスクのカテゴリに分類される場合、または標準的なデューディリジェンス・プロセスの過程で明らかになった貿易内容から、デューディリジェンスの強化が賢明と思われる場合には、強化したデューディリジェンス・プロセスを自動的に適用すべきで

ある。強化したデューデリジェンスは、貿易サイクルを理解できるよう設計すべきであり、これには以下の事項の確認が含まれることがある。

- 当事者 X が貿易を行っている国
- 取引する品物
- 当事者 X の取引相手の種類や性質

当初のデューデリジェンスの段階で説明及び開示された事業内容や予定される取引が、必ずしも高リスクのカテゴリーにあてはまるとは思われない場合でも、取引の開始後にそれが明らかになった場合、追加的なデューデリジェンスが必要になることがある。

銀行 B のデューデリジェンス

銀行 A は、銀行 B についても適切なデューデリジェンスを実施する必要がある。デューデリジェンスは銀行 B との継続的関係をサポートすることができ、銀行 B はリスクに応じた適切なレビュー・サイクルの対象となる。よって、以後の取引のたびに銀行 B についてデューデリジェンスを実施する必要はない。

あるいは、銀行 B には銀行 A と取引関係がなく、そのような必要もない場合もある。銀行 A は、銀行 B に BC を送る際、銀行 B についてなんらかのチェックを実施すべきか、あるいはすでに取引関係のある別の仲介銀行を経由して BC を送るべきかを判断する必要がある。

銀行 B に関して実施すべきデューデリジェンスの水準については、ウォルフスバーグ・コルレス業務基準の手引きを参照されたい。

レビュー

レビューの水準は、下記の説明で標準とされているものに限られることがある。

標準

銀行 A は、当事者 X から BC の指図を受け取った場合、以下の事項に留意して適切なレビューを適宜実施することができる。

制裁及びテロリストのリストが以下の事項に影響する可能性について

- いずれかの主要当事者が掲載対象者である
- 銀行 B 及び当事者 Y が所在する国
- 取引する品物

強化

強化したレビューは、取引についてより詳しい点検や調査を行う具体的な理由がある場合のみ、以下の事項に留意して実施される可能性が高い。

以下に関して、その他の理由で高リスクと見なされている国に該当しないか

- 銀行 B または当事者 Y が所在する国
- 品物が運ばれる際に経由する国（取立指図に記載されている場合のみ）

取引において説明されている品物について、それらの品物の内容が当事者 X に関する既知の情報に合致しないように思われる点がないか確認する。

このスクリーニングのプロセスにおいて明らかになった情報によっては、銀行 A は以下を実施する必要がある。

- 適切な措置についてさらに社内での照会を行う。
- 取引の続行を了承する前に、当事者 X にさらなる情報を要求する。
- 取引の続行は了承するものの、レビュー目的で状況を記録しておく。
- 照会により合理的な説明が得られない場合、取引を拒絶する。さらに状況及び現地の法的要件に従い、疑わしい活動に関する報告書を提出する。

モニタリング

銀行 A にとってのモニタリングの機会は、以下から生じる。

- 当事者 X の口座及び取引活動の通常のモニタリング手続
- より一般的な日常の取引処理において観察された当事者 X の活動

銀行 A が遭遇する限界

銀行 A には当事者 Y との取引関係がないため、当事者 Y の名称のレビューは、制裁リストのスクリーニングに限られることになる可能性が高い。BC の取扱いに際して、銀行 A には決済を行ったり、書類をチェックする責任はない。

銀行 B が実施する統制

デューディリジェンス

銀行Aのデューディリジェンス

銀行 B は、銀行 A について適切なデューディリジェンスを実施する必要がある。デューディリジェンスは銀行 A との継続的関係をサポートすることができ、銀行 A はリスクに応じた適切なレビュー・サイクルの対象となる。よって、以後の取引のたびに銀行 A についてデューディリジェンスを実施する必要はない。

あるいは、銀行 B には銀行 A と取引関係がなく、そのような必要もない場合もある。銀行 B は、銀行 A から BC を受け取る際、銀行 A についてなんらかのチェックを実施すべきか、あるいはすでに取引関係のある別の仲介銀行を通じて BC を送ってもらうよう銀行 A に要請することを検討すべきかを判断する必要がある。

銀行 A に関して実施すべきデューディリジェンスの水準については、ウォルフスバーグ・コルレス業務基準の手引きを参照されたい。

当事者Yのデューディリジェンス

当事者 Y に関する銀行 B の通常のデューディリジェンスを適用する。

デューディリジェンスの強化

当事者 Y が高リスクのカテゴリーに分類される場合、または標準的なデューディリジェンス・プロセスの過程で明らかになった貿易内容から、デューディリジェンスの強化が賢明と思われる場合には、強化したデューディリジェンス・プロセスを自動的に適用すべきである。強化したデューディリジェンスは、貿易サイクルを理解できるよう設計すべきであり、これには以下の事項の確認が含まれることがある。

- 当事者 Y が貿易を行っている国
- 通常取引されている品物
- 当事者 Y の取引相手の種類や性質

当初のデューディリジェンスの段階で説明及び開示された事業内容や予定される取引が、必ずしも高リスクのカテゴリーにあてはまるとは思われない場合でも、取引の開始後にそれが明らかになった場合、追加的なデューディリジェンスが必要になることがある。

レビュー

レビューは、銀行 A から BC を受け取った時点で実施すべきである。

レビューの水準は、標準とされているものに限られることがある。

標準

銀行 B は、銀行 A から BC を受け取った場合、以下の事項に留意して適切なスクリーニングを実施すべきである。

制裁及びテロリストのリストが以下の事項に影響する可能性について

- いずれかの主要当事者が掲載対象者である
- 銀行 A 及び当事者 X が所在する国
- 取引する品物

強化

強化したレビューは、取引についてより詳しい点検や調査を行う具体的な理由がある場合のみ、以下の事項に留意して実施される可能性が高い。

以下に関して、その他の理由で高リスクと見なされている国に該当しないか

- 銀行 A または当事者 X が所在する国
- 品物が運ばれる際に経由する国（取立指図に記載されている場合のみ）

取引において説明されている品物について、それらの内容や価格に不自然と思われる点がないか確認する。

このプロセスにおいて明らかになった情報によっては、銀行 B は以下を実施する必要がある。

- 適切な措置についてさらに社内での照会を行う。
- 取引の続行を了承する前に、当事者 A にさらなる情報を要求する（社内で受けたガイ

- 取引の続行は了承するものの、レビュー目的で状況を記録しておく。

モニタリング

銀行 B にとってのモニタリングの機会は、以下から生じる。

- 当事者 Y の口座や支払活動の通常のモニタリング手続。
- より一般的な日常の取引処理において観察された活動パターン。

銀行 B が遭遇する限界

銀行 B は取引の開始者ではなく、銀行 A から受け取った指図に従って行動するよう要請された立場である（ただし指図に従う義務はない）。BC の取扱いについて確立されている実務に従えば、銀行 B がかかる指図に従って行動するための時間は限られている。BC の取扱いに際して、銀行 B の当事者 X に関するデューディリジェンスの役割は、当事者 X の名前を制裁及びテロリストのリストに照らしてレビューすることに限られる。

取引前後のリスク指標

BC の取扱いに際して、銀行は独立した保証を行わない。BC の条件は、単に売主の書類が買主に引渡される際の根拠を定めているにすぎない。これらの条件では、売主の書類に記載されるべき情報も、品物の運送条件も定めていない。よって、書類のチェックに関して、銀行の立場は LC の場合とは根本的に異なる。そのため、BC に添付された書類を詳細に点検することは、チェックの際に照合対象とすべき具体的な条件がない状況では、生産的と思われない。

個々の BC 取引の遂行は、多数の関係者が関与する分断されたプロセスであり、その各々が取引についてどの程度の情報を持っているかも異なるため、貿易において銀行は書類のみを取り扱うという前提に鑑みて、いずれかの銀行が単独でトレードファイナンスのプロセス全体を遺漏なく詳細にレビューする機会が持てることはごくまれである。さらに、次のような事柄にも留意すべきである。

- 各銀行のシステム能力はそれぞれ異なり、そのため業界全体のレビュー能力にも開きが生じることになる。
- 商慣行や業界標準により、行動できる時間は限られる。

- 過大請求や過少請求（またはその他、虚偽の金額が表示されている状況）により取引の疑わしさを判断する際には、銀行が BC とともに呈示された書類のチェックを要求されていないことを理解する必要がある。

BC の処理に携わる銀行にとって、貿易スタッフの知識と経験こそが、これらの商品やサービスの違法な悪用に対する防壁となるが、貿易指図及び書類（該当する場合）のレビューはほぼ手作業のプロセスである。

潜在的なリスク指標は数多く存在する。この背景に基づき、次の二つを区別することが重要である。

1. 取引の続行や完了を許可する前に検証しなければならない情報であって、完了を阻む可能性のあるもの（テロリストの名称、国連の制裁対象の企業等）。
2. 調査及び疑わしい活動の報告プロセスの一環として、取引後の分析に利用すべき情報。

次の表は、BC の取扱いの過程で明らかになる可能性のあるリスク指標のリストである。この表には、顧客／銀行の関係全般にあてはまる広範囲のリスク指標は記載していない。また、リスク指標の多くが、取引の実施後でなければ判明せず、さらに法執行機関や金融調査部門による公式の調査プロセスの中でしか明らかにならないものであることに留意することが大切である。リスク指標の大部分はこのカテゴリーに入るものであり、これらは単独では限られた役にしか立たない。

リスク指標（一部）

内容	時期
BC に関する活動または情報	取引の前か後か
品物 <ul style="list-style-type: none"> 適用される輸出入管理規則に従っていない可能性がある 	前
品物 <ul style="list-style-type: none"> 価格と量が明らかに釣り合わない（レビューした範囲、また一見してわかる範囲で） 顧客の既知の事業と明らかに合致しない 	前または後
国／主要関係者 <ul style="list-style-type: none"> 制裁／テロリストのリストに掲載されている 	前
国 <ul style="list-style-type: none"> 銀行の高リスクのリストに掲載されている 実際の貿易に関与する国を偽ったりごまかそうとする試み 	前または後
支払指図 <ul style="list-style-type: none"> 非合理的 土壇場の変更 	前または後
返済の取り決め <ul style="list-style-type: none"> 第三者が取立金額を負担するか一部負担する 	前または後
相手方 <ul style="list-style-type: none"> 振出人／名宛人（支払人）が関連（明らかにわかる場合） 	前または後
指図における異常 <ul style="list-style-type: none"> 正体不明の第三者 運送書類がない 	前または後

本ガイドンスにおいて説明した BC に関する主な統制のまとめ

取引の段階	スクリーニング対象の関係者／物	照合先	実施行
当事者 X による口座開設	<ul style="list-style-type: none"> 当事者 X 	適切なデューディリジェンス	銀行 A
当事者 X からの BC 指図	<ul style="list-style-type: none"> 当事者 X 当事者 Y 国 品物の種類 	適切なデューディリジェンス、制裁及びテロリストのリスト 制裁及びテロリストのリスト 制裁及びテロリストのリスト 現地の適用規制	銀行 A
銀行 A から銀行 B への BC 指図の送付	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 A 当事者 X 当事者 Y 国 品物の種類 	適切なデューディリジェンス、制裁及びテロリストのリスト 制裁及びテロリストのリスト 適切なデューディリジェンス、制裁及びテロリストのリスト 制裁及びテロリストのリスト 適用規制	銀行 B
銀行 B から当事者 Y への BC の呈示	<ul style="list-style-type: none"> 当事者 Y 	適切なデューディリジェンス 記録	銀行 B
当事者 Y による銀行 B への決済	<ul style="list-style-type: none"> 支払指図に記載された名前 	制裁及びテロリストのリスト	銀行 B
銀行 B による銀行 A への決済	<ul style="list-style-type: none"> 支払指図に記載された名前 	制裁及びテロリストのリスト	銀行 B
銀行 A による当事者 X への決済	<ul style="list-style-type: none"> 支払指図に記載された名前 	制裁及びテロリストのリスト	銀行 A

ウォルフスバーグ・トレードファイナンス原則書

別添III

大量破壊兵器及び軍民両用品の不拡散（NP WMD）を含む制裁に関するガイダンス

（本別添においては、前記の別添 I 及び II との整合性を図るため、金融機関ではなく「銀行」と言っている。）

はじめに

トレードファイナンス原則書では、この難しい問題についてなんらかの手引きを提供することをその目的のひとつに掲げている。LC と BC について取り扱った前記の別添 I 及び II では、銀行が制裁、テロリストに指名された者、及び適用される輸出規制がもたらす問題について知られている範囲で、すでにどの程度の対応を行っているかを、実施する全活動との関連で述べている。

制裁は、国内及び国際的に様々な形で存在する。その中には、NPWMD に直接関わるものもある。

本別添は、銀行にとって最も関連が深いと考えられる統制の機構に焦点を当てており、原則書及び他の別添のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（AML）リスクに関する手引きと併せて読まれない。

FATF の拡散報告書（2008 年 6 月）は重要な参考文書であり、各種関係者の重要な役割を特定するとともに、兵器拡散への資金供与の発見にあたって銀行が直面する困難について認めている。

顧客のデューディリジェンス

ここで詳しく繰り返すことはしないが、顧客に関するデューディリジェンスのプロセスは明らかに重要な統制であり、よりリスクが高いと思われる状況が認識された場合には、強化すべきものである。

名前のスクリーニング

AML 統制の適用は、制裁に関する統制にとっても優れた基礎を提供する。銀行は一般に、処理する名前に関連したデータを、該当するリスト（いわゆる「ブラックリスト」）と照合

するために設計されたスクリーニングのシステムまたはプロセスを導入している。このプロセスの適用により、LC または BC について次のようなことを確保することができる。

- 国連または該当する地域内や現地の制裁リストに掲載された対象者の名称が主要当事者の中に含まれていないこと。
- 取引の結果としてかかる対象者への決済につながらないこと。

これを達成するには、銀行は該当する外部情報源に照会したり、情報提供者と契約する必要がある。明らかに、この統制の有効性は、詳しい対象者の名前が掲載されたリストの正確性、質、利便性に左右される。すでにかかなりの銀行が直面している実務上の問題が、自動化したスクリーニングによって、支払システムに多数の誤ったヒットが発生することである。誤ったヒットとは、銀行のデータとブラックリストのデータの間、一部一致や確認不能の一致が起こることである。一部一致は、対象者の名前と非対象者の名前に、類似の部分または共通の部分が存在する場合に起こる。確認不能の一致とは、名前は完全に一致するものの、調査の結果その身元が同一でないことが確認された場合をいう。

活動に基づく金融制裁

該当の制裁対象が具体的な名前によって特定されていない場合、用いられるプロセスが自動化されているか手動かに関わらず、銀行が有効な取引のスクリーニングを行うのは特別に困難である。

銀行は、核兵器、WMD、軍民両用品の拡散に関する国連決議と、それを各国で法制化したものである関連現地規制について、当然に認識しておくべきである。

これに関する手引きは、FATF からのほか、輸出許可規制制度が導入されている地域では、所轄当局からも公表されている。また、より従来型のミサイル、化学兵器及び関連活動による脅威に対処するプログラムもある。

入手可能な情報源としては、次のようなものがある。

- ワッセナー・アレンジメント。これは、通常兵器と軍民両用品・技術の移転における透明性とさらなる責任を促進することを通じて、地域内及び国際的な安全保障と安定に貢献する目的で制定された。

<http://www.wassenaar.org/controllists/index.html>

- 国連安全保障決議第 1737 号（2006 年）
http://www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions06.htm

上記で言及されている参考文書

<http://www.iaea.org/DataCenter/index.html>

- WMDの拡散に対抗するための国連安全保障決議の金融関連規定の実施に関するFATFガイダンス（2007年6月）

国連安全保障決議第 1737 号の活動に基づく金融関連規定の実施に関するFATFガイダンス（2007年10月）

兵器拡散への資金供与に関するFATFの報告書（2008年6月）

<http://www.fatf-gafi.org/>

銀行は、指図を出した当事者及び関与する物品や国に関して、入手可能な情報を可能な限り利用すべきである。しかし、この情報を実際に適用する方法はきわめて限られていることを認識する必要がある。

限界

特に活動に基づく金融制裁に関しては、相当の課題がある。特に重要な点は次の通りである。

- オープンアカウント取引（全ての国際貿易の 80%程度を占める）の際に銀行を通じて行われる決済は、開示されている名前をデータと照合することによってしか、スクリーニングすることができない。
- LC と BC を通じた国際貿易の促進の成功には、これらの商品に適用される一般に認められた国際銀行基準への準拠がその鍵となる。最初の顧客のデューディリジェンスの後、LC が発行されたり BC が発送されたら、参加銀行が実施する残りの活動は一定の期限内に完了させる必要がある。
- 銀行に呈示される書類に記載された情報や詳細は、取引の正確な内容を示すには不十分

である可能性がある。

- 特に BC の取扱いの際には、BC に添付される書類の詳しい点検は不可能である。これは LC に基づく立場とは根本的に異なる（別添(Ⅱ)を参照のこと）。
- 「軍民両用」の解釈には、LC 書類のチェック担当者が持っているとは期待できないような専門知識が必要になる。加えて、書類に記載された商品説明において、かかる物品が「軍民両用」であると特定できないような文言が使用されている可能性もある。
- 情報源における詳細に関わらず、幅広い製品及び物品に関して必要な専門資格や知識がない限り、銀行が軍民両用品の様々な応用について理解することは事実上不可能である。銀行がこの目的のための専門家からなる部門を設置するというのも、そのためには総合的な科学研究施設と同じものを作ることが必要になるため、現実的ではない。
- 直接関与していることが知られている国は制裁リストに載せられていても、技術の開発国や、物品の通過または再輸出に利用される「横流しリスク」のある国は警戒リストに掲載されていない可能性がある。

結論

本原則書の 6 で説明されている通り、銀行は関係当事者の中の一者にすぎない。資金移動のための主要なパイプ役を果たすのは銀行であるが、有効な抑止の取り組みと、この分野における該当する対象者の検知／発見の促進のためには、その他の主要な関係者の大規模な参加が必要である。

ウォルフスバーグ・トレードファイナンス原則書

別添IV

トレードファイナンス全般において、及び本ウォルフスバーグ・トレードファイナンス原則書と別添において用いられる主な用語の説明

引受：期限付為替手形の文面上で、為替手形に記載された期日までに所定の金額を支払うとの書面による保証を与える行為をいう。銀行が引受を行う場合、それは銀行引受手形と呼ばれる。企業が引受を行う場合、それは貿易引受手形と呼ばれる。BCでは、手形引受書類渡し（D/A）条件で書類が発送された場合、通常は手形の名宛人が引き受けた期限付為替手形（貿易引受手形）と交換で、船積みされた品物の権利証書が引き渡される。

通知：LCの条件を受益者に伝達する行為をいう。通知銀行は、通常は受益者の所在国にある発行銀行のコルレス先である。通知業務には、真偽の確認も含まれる。つまり、通知銀行はLCが真正のものらしく見えるかどうかを相応の注意をもってチェックする必要がある。LCが真正のものらしく見えると判断できない場合には発行銀行に通知しなければならない。またそれでも受益者にLCの通知を行うことにした場合には、受益者にもその旨を通知しなければならない。

条件変更：LCの条件の変更をいう。条件変更は、発行依頼人が要求し、発行銀行が発行し、受益者に通知されなければならない。LCが取消不能条件であれば、受益者は条件変更を拒否する権利を持つ。

発行依頼人：取引銀行にLCの発行を依頼する者をいう。発行されるLCの大多数において、発行依頼人は品物の輸入者である。

見返り信用状：最初に発行された信用状（親信用状）に基づいて後に呈示される書類により補償が行われるとの理解の下で、別のLC（親信用状）を担保として発行されたLCをいう。よって、見返り信用状では両当事者ともに同じ品物の船積を対象とすることになるが、品物の価格に差があり、これが通常は親信用状の受益者による利益獲得手段となる。

受益者：（通常は金銭の）支払先または受取人。LC発行により利益を受ける当事者。LCでは、受益者は通常、LCの対象となる品物の輸出者である。

代金取立手形（BC）：名宛人からの決済の取立てのために銀行を通じて差し入れられる書類（為替手形を含む）。荷付為替手形ともいう。

為替手形：無条件の決済を命じる書面で、一方当事者（名宛人）から他方当事者に宛てられ、振り出した者（振出人）の署名入りで、要求があり次第、または将来の決まった日あるいは期限内に名宛人が振出人に所定の金額を支払うことを要求するものをいう。

クリーン：裏付けとなる商業書類の存在（またはそれらへの参照）なしに処理される決済を指して用いられる用語。

取立銀行：BCにおいて、名宛人からの決済を取り立てる指図を受けた名宛人の国の銀行をいう。

手形取立指図書：輸出者が書類を添えて仕向銀行／買取銀行に差し出す輸出者の指図を記した書類のこと。取立指図ともいう。

確認：発行銀行以外の銀行が、支払義務や、LCに基づき正しく呈示された書類の引受または買取の責任を負う行為をいう。

偶発債務：特定の状況の下でのみ発生する債務。例えば、銀行はLCを開設すると、受益者がかかるLCの条件に合致する支払請求を行った場合のみ、将来の決済を行う義務を負うことになる。

信用：銀行が資金を貸し付けたり、偶発債務を負うこと（信用供与または与信承認等）。

割引：引き受けた期限付為替手形やLCに基づき呈示された書類を買い取ったり、前払いする行為をいう。

ディスクレパンシー（不一致）：LCに基づき呈示された書類に、LCの条件、あるいは国際標準銀行実務その他の適用されるICC規則からの逸脱が存在すること、またはそれらの書類同士が一致しないこと。

荷付為替手形：「代金取立手形（BC）」の項を参照のこと。

荷為替信用状（DC）：銀行による決済の約束。「信用状」と略して呼ばれることが多い。より正確に言えば、銀行（発行銀行）が買主（発行依頼人）の要請を受けて売主（受益者）に対して与える、所定の期限内に信用状の条件に従った書類を呈示すれば所定の金額を支払うとの約束の書面である。荷為替信用状という用語には、商業信用状及びスタンドバイ信用状が含まれる。

手形引受書類渡し (D/A) : BC において用いられる指図で、手形の名宛人が為替手形を引き受けることと引き換えに名宛人に商業書類を引き渡すという内容のもの。

代金引換書類渡し (D/P) : BC において用いられる指図で、代金の決済と引き換えに名宛人に書類を引き渡すという内容のもの。

ドラフトまたは為替手形 : 所定の金額の支払請求を証明する金融書類。輸出者（手形の振出人）が発行し、取引銀行に差し出して、名宛人から取立ててもらふ。LC の下では、通常この書類を船積書類とともに差し出す。

名宛人（支払人） : 決済を要求される側の当事者。BC においては、名宛人は通常買主であり、LC においては、名宛人は一般的には発行銀行または確認銀行である。

振出人 : 決済を要求する側の当事者。代金取立手形や商業信用状では、振出人は一般的には品物の売主である。

支払期日 : 決済の期日をいう。

国際商業会議所 (ICC) : 世界貿易の振興・促進のための国際機関であり、各種出版物を通じて世界の貿易実務を成文化している。

発行銀行 : 自行の顧客である発行依頼人の依頼を受けて LC を開設する銀行をいう。

信用状 (LC) : 一般的な業界用語。「荷為替信用状 (DC)」の項を参照のこと。

買取 : 指定銀行が、LC の条件を充足する呈示を受けて、為替手形（指定銀行以外の銀行宛てに振り出されたもの）や書類を買取ること。これは、指定銀行への払戻しが行われる銀行営業日以前に受益者に資金を前払いするか前払いに合意するという形で行われる。

開設人 : 「依頼人」の項を参照のこと。

開設銀行 : 「発行銀行」の項を参照のこと。

支払銀行 : 支払信用状の受益者に対し、LC に記載された書類の呈示を受けて決済を行う銀行をいう。

呈示：LC においては、LC に基づく書類を発行銀行または指定銀行に引き渡すこと、またはそのように呈示された書類をいう。BC においては、取立銀行が取立指図に従い、呈示銀行としての立場で名宛人に決済または引受を要求する行為をいう。

呈示銀行：LC の下では、決済を求めて為替手形及び／または書類を呈示する銀行をいう。BC においては、名宛人に呈示を行う取立銀行をいう。

本人：BC において、取立の取扱いを銀行に委任した者を意味する言葉として用いられる用語。

補償銀行：LC 発行銀行により指定された、買取銀行／支払銀行に LC の金額を支払う銀行をいう。

仕向銀行：BC において、本人が取立の取扱いを委任した銀行を意味する言葉として用いられる用語。

明細：為替手形及び／または取立銀行／発行銀行に送られた書類についての仕向銀行／買取銀行／呈示銀行の書簡で、添付書類の一覧が記載され、取立及び／または支払指図を行うもの。BC においては、取立指図とも呼ばれる。

一覽払：即時の決済を意味する用語。一覽払の為替手形は、名宛人への呈示が行われた時点で支払わなければならない（つまり要求払い）。

譲渡可能信用状：受益者が LC に基づく権利及び義務の全部あるいは一部を第 2 受益者（単独または複数）に譲渡することが可能なものをいう。

UCP 600：ICC 出版物「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」（2007 年改訂版）（通称：信用状統一規則）のこと。2007 年 7 月 1 日以降、それまでの UCP 500 に代わって発効した。

URC 522：ICC 出版物「取立統一規則」（1995 年改訂版）のこと。

期限付手形：名宛人による決済までに一定期間（この期間を手形期限という）の猶予を認める為替手形のこと。期間は通常、日数で示され（例：30 日）、期間の開始日は手形の日付（例：日付後 30 日払い）、船積日、あるいは名宛人への呈示日（実質的には手形の引受日の意味する）（例：一覽後 30 日払い）とされる。

権利放棄：権利を放棄すること。BCにおいては、名宛人から取り立てるべき手数料及び／または金利について用いられる。LCに関しては、発行依頼人が書類におけるディスクレパンシー（不一致）の存在について権利を放棄した後に呈示された書類に対して決済を行うことに同意する場合に用いられる。